第 1494 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 2月 9日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 別の日に買ったパソコン付属装置とパソコン税制

Q：当社は、パソコン本体とディスプレイを別の日に購入しました。

ところで、パソコン本体と別の日に購入したディスプレイはパソコン税制の対象にならないと聞いたのですが、本当でしょうか。

A：必ずしも同日である必要はありません。

【解説】

「特定情報通信機器の即時償却」、いわゆるパソコン税制がスタートして１０カ月が経過しました。この制度は、パソコン等の情報通信機器を購入した際に、購入金額が１００万円未満の場合は一括償却することを認めるというものです。一定の付属装置についてもパソコン本体と同時に取得、設置したものについては即時償却の対象となります。

ところで、パソコン税制の対象になるディスプレイなどの付属装置は、パソコン本体と同時に設置された場合にのみ適用を受けることができるとされていますが、購入設置が同日ではなく、日をおいて行われていても、対象機器一式を導入計画に基づき妥当な期間内に設置すれば問題ありません。

当局サイドでは、「同時に」の範囲について、あくまで「パソコン本体と同時に取得、設置したケース」という表現にとどまっていますが、２～３日程度の違いなら同時とみて差し支えないとういう見方が圧倒的に多いようです。ただ、取得時期の差が１カ月以上になると、同時に取得したとは言い難いのでは、という見方が強くなってきますので注意が必要です。